

防府市移住支援金交付要綱

令和6年10月15日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び防府市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、本市への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消に資するため、予算の範囲内で交付する防府市移住支援金（以下「支援金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者要件)

第2条 支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、申請時において、第1号の要件を満たし、かつ、第2号から第4号までのいずれかの要件を満たす者とする。ただし、世帯の申請をする場合にあっては、これに加えて第5号の要件を満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次のa又はbのいずれかに該当すること。

- a 次の(a)及び(b)に掲げる事項の全てに該当すること。ただし、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうち条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住しつつ、東京都の特別区内の大学等へ通学し、東京都の特別区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

- (a) 本市に住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京都の特別区内に在住又は東京圏のうち条件不利地域以外の地域に

在住し、東京都の特別区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

- (b) 本市に住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京都の特別区内に在住又は東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京都の特別区内への通勤をしていたこと（ただし、東京都の特別区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。

- b 次の(a)及び(b)に掲げる事項の全てに該当すること（aに該当する者を除く。）。ただし、第2号又は第4号に該当する場合であつて、東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県の大学等へ進学し、東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

- (a) 本市に住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県に在住していたこと。

- (b) 本市に住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県に在住していたこと。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (a) 令和6年10月15日以降に転入したこと。
- (b) 支援金の申請時において、転入後1年以内であること。
- (c) 本市に、支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (a) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (b) 日本人であること又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、

永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(c) 防府市税を滞納していないこと。

(d) その他市長が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 創業に関する要件

申請時において、公益財団法人やまぐち産業振興財団から、やまぐち創業補助金（以下「創業補助金」という。）の交付決定を1年以内に受けていること。

(3) 就業に関する要件

ア 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(a) 勤務地が山口県内に所在すること。

(b) 就業先が、山口県が設置及び運営をする「やまぐち移住就業マッチングサイト」（以下「マッチングサイト」という。）に掲載された求人に基づくものであること。

(c) 3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

(d) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて当該法人に就業していること。

(e) 就業先の求人がマッチングサイトに支援金の対象として掲載された日以降、当該就業先の求人に応募をしたこと。

(f) 当該法人に、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(g) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(a) 勤務地が山口県内に所在すること。

(b) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(c) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(d) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(e) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(4) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(5) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 交付対象者を含む2人以上の世帯員（以下「2人以上の世帯員」という。）が移住元において、同一世帯に属していること。

イ 2人以上の世帯員が申請時の住民票において、同一世帯に属していること。

ウ 2人以上の世帯員がいずれも、令和6年10月15日以降の転入であること。

エ 2人以上の世帯員がいずれも、申請時において転入後1年以内であること。

オ 2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

カ 2人以上の世帯員がいずれも、防府市税を滞納していないこと。

（支援金の額等）

第3条 支援金の額は、次のとおりとする。

(1) 第2条に定める要件を満たし、(1)のアaに該当する場合は、単身の場合は60万円、2人以上の世帯の場合は100万円を支給する。な

お、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき100万円を加算する。

- (2) 第2条に定める要件を満たし、(1)のAに該当する場合は、単身の場合は30万円、2人以上の世帯の場合は50万円を支給する。なお、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は18歳未満の者一人につき50万円を加算する。

(支援金の交付申請)

第4条 支援金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、防府市移住支援金交付申請書（第1号様式）に次の書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 本人であることを確認することができる書類
- (2) 就業証明書（第2号様式）又は創業補助金の交付決定通知書の写し
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第2条に規定する対象者要件を満たすことを証する書類のうち市長が必要と認めるもの

(支援金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、支援金の交付を決定し、その旨を防府市移住支援金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(支援金の交付)

第6条 前条の規定による通知を受けた者は、支援金の交付を受けようとするときは、防府市移住支援金請求書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(報告及び立入調査)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、支援金の交付を受けた者に対し報告及び立入調査を求めることができる。

(支援金の交付決定の取消し及び返還命令)

第8条 市長は、支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消し、防府市移住支援金返還請求書（第5号様式）により、期限を定めてその返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があ

ると市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 全額の返還

- ア 虚偽の申請等が明らかとなった場合
- イ 支援金の申請日から3年未満の間に本市から転出した場合
- ウ (就業の場合のみ該当) 支援金の申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合
- エ 創業補助金の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

支援金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年10月15日から施行する。
- 2 防府市移住支援金（東京圏）交付要綱及び防府市移住支援金（三大都市圏）交付要綱（以下「従前の要綱」という。）は、令和6年10月15日をもって廃止する。
- 3 ただし、令和6年10月14日以前に本市に住民票を移した者については、従前の要綱に基づき取り扱うものとする。

（宛先）防府市長

防府市移住支援金交付申請書

防府市移住支援金交付要綱第 4 条の規定により、支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名		年 月 日	
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1 の申請者は含まない）	人
支援金の種類		就業		テレワーク	上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数	人
		起業				

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙 1 「支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
別紙 2 「支援金に係る個人情報の取扱い及び住民基本台帳情報の取得について」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から 5 年以上継続して、防府市に居住する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（就業・起業の場合のみ記載） 申請日から 5 年以上継続して、就業・起業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3 親等以内の親族に該当しない		B. 3 親等以内の親族に該当する
（テレワークの場合のみ記載） 防府市への移住の意思について		A. 自己の意思である		B. 所属からの命令である

※ 各種確認事項の B. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 （東京都特別区の在勤者に該当する場合のみ記載）東京都特別区への在勤履歴

期間	就業先	就業地
～		
～		
～		
～		
～		
～		

※東京都の特別区への在勤後、移住前に東京都の特別区以外での在勤履歴があれば記入してください。
ただし、当該在勤履歴がある場合、支援金の交付対象となりません。

6 （テレワークによる移住者のみ記載）移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週 ・ 月 ・ 年 回程度 / 行くことはない / その他（ ）

管理コード（山口県及び防府市使用欄）	
--------------------	--

(別紙1)

防府市移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 山口県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、山口県及び防府市から求められた場合には、それに応じます。
 - 2 以下の場合には、山口県移住就業支援及びマッチング支援事業、やまぐち移住就業支援（専門人材）事業、やまぐちテレワーク移住等支援事業、山口県移住支援事業（創業）の実施要領に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 移住支援金の申請日から3年未満に防府市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 山口県移住就業支援及びマッチング支援事業、やまぐち移住就業支援（専門人材）事業、やまぐちテレワーク移住等支援事業、山口県移住支援事業（創業）の実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - (4) 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に防府市以外の市区町村に転出した場合：半額
- (就業の場合のみ)
- (5) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

山口県移住支援事業に係る個人情報の取扱い

- 1 山口県及び防府市は、山口県移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、山口県及び防府市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

- 2 居住の状況を確認するために、防府市職員が住民基本台帳に記載されている事項を閲覧することに同意します。
- 3 勤務の状況を確認するために、山口県及び防府市が勤務先から勤務状況に関する情報を取得することに同意します。

第2-1号様式（第4条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は 取締役などの経営を 担う者との関係 ※マッチングサイト 掲載求人の場合	3親等以内の親族に該当しない
※プロフェッショナル 人材事業又は先導 的人材マッチング事 業を利用している場 合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない ☐ プロフェッショナル人材事業 ☐ 先導的人材マッチング事業

山口県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、山口県及び防府市の求めに応じて、山口県及び防府市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

第 2 - 2 号様式（第 4 条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 （移住前）	
勤務者住所 （移住後）	
勤務先部署の 所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
テレワーク交付金	勤務者にデジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生 テレワーク型））又はその前歴事業による資金提供をしていない

山口県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、山口県及び防府市の求めに応じて、山口県及び防府市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

第 3 号様式（第 5 条関係）

指令 第 号
(住所)
(氏名)

年 月 日付けで交付申請のあった防府市移住支援金については、防府市移住支援金交付要綱第 5 条の規定に基づき、金 円
を交付します。

年 月 日

防府市長 印

第 4 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

住所
氏名

防府市移住支援金請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった防府市移住支援金について、防府市移住支援金交付要綱第 6 条の規定に基づき、次のとおり請求します。

1 請求額

2 振込先

振込先金融機関	銀行・信用金庫・労働金庫・ 農協・漁協・信用組合							
	支店・店・支所・出張所							
口座番号・種別								1 普通 2 当座
(フリガナ)								
口座名義								

防府市移住支援金返還請求書

第 号
年（ 年 ） 月 日

様

防府市長

年 月 日付け 第 号で交付決定した防府市移住支援金について、次の理由により交付決定を取り消すこととしたので、防府市移住支援金交付要綱第8条の規定により返還を請求します。

1 支援金交付済額

2 返還請求額

3 取消しの理由

4 返還期限

5 返還方法

別添納入通知書により返還期限までに防府市指定金融機関へ納入してください。